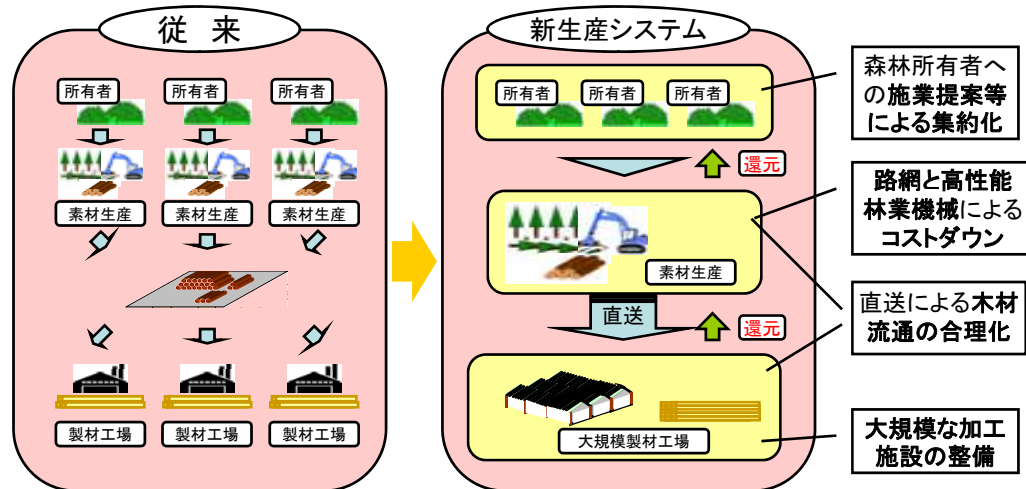


(4) 競争力の高い製材・加工体制の整備

- 国産材の流通は、小規模かつ分散的で多段階を経る構造であり、ハウスメーカー等の需要者ニーズに、的確かつ迅速に対応することが困難な状況。
- 地域における森林資源、施設の整備状況や工場の規模等を踏まえつつ、製材・加工を大規模化する等の体制整備を行っていくことが必要。

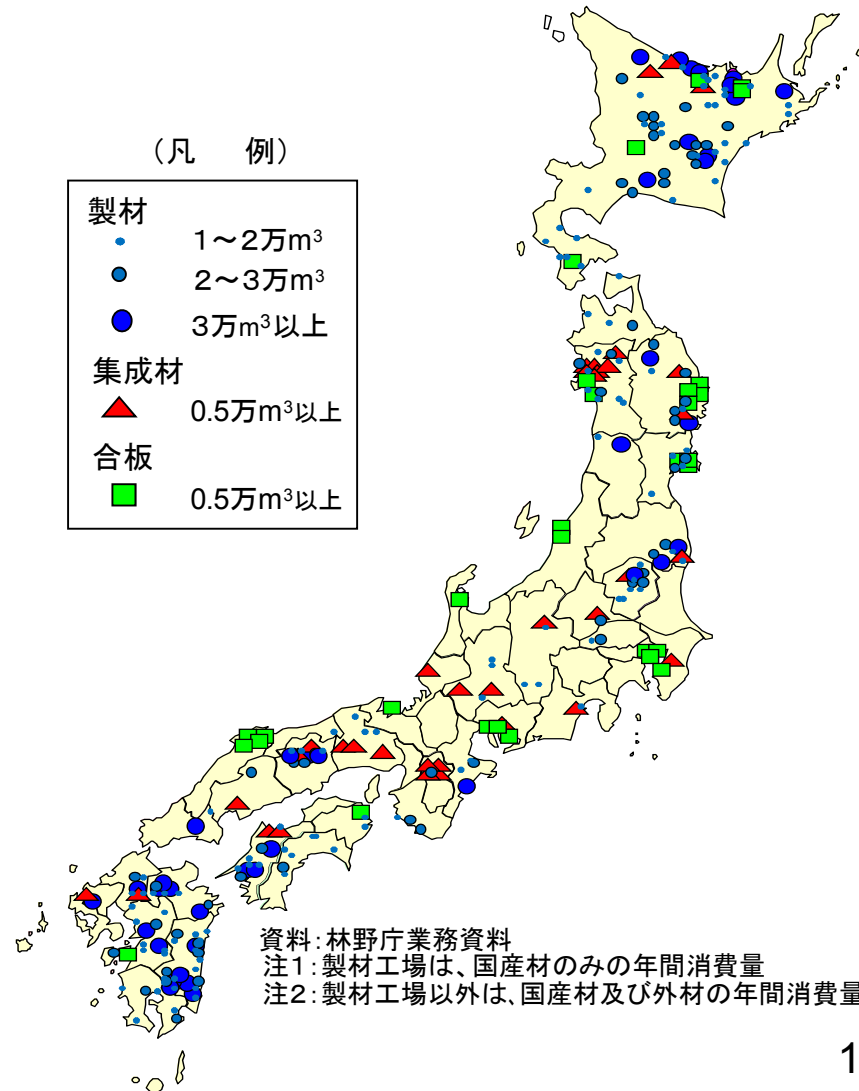
■ 新生産システム(川上と川下が連携した大規模化モデル)の推進



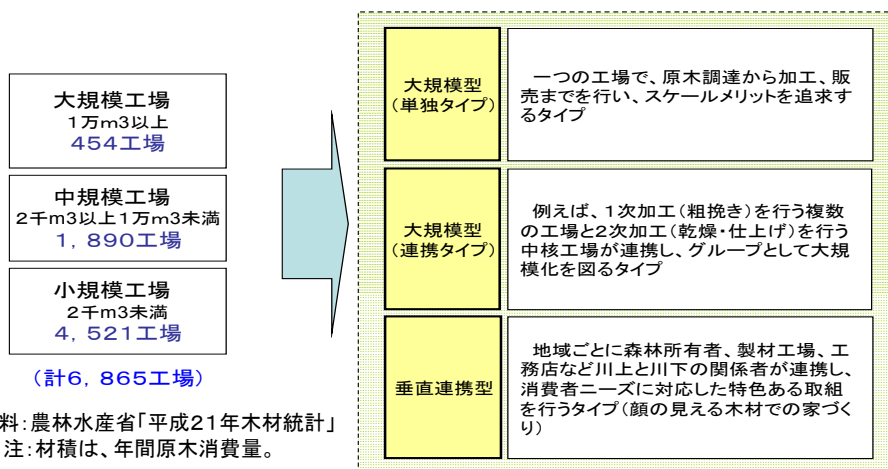
・所有規模が零細、生産・流通が小規模
多段階・分散的

・川上と川下が連携して大ロットで
安定的な供給を実現

■ 大規模製材工場等の国内分布(H20)



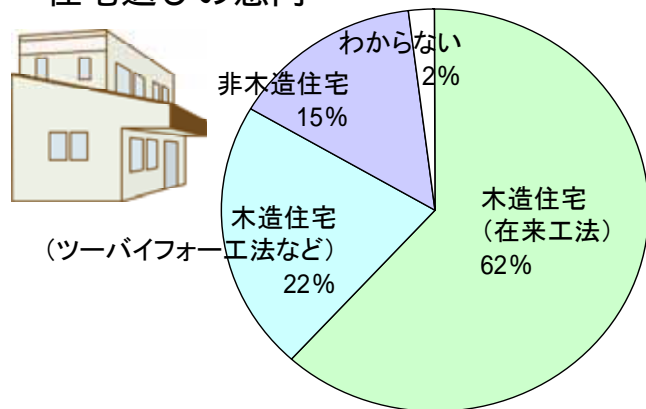
■ 製材工場の規模別の整備方向のイメージ



(5) 需要者ニーズへの対応

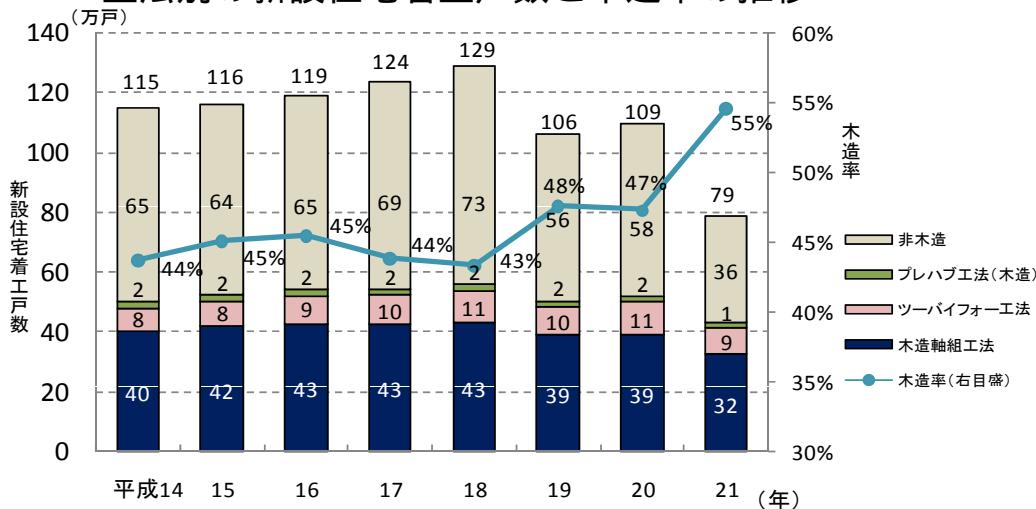
- 平成19年世論調査によると、84%が「木造住宅を選びたい」と回答。
- 国内の新設住宅の5割強は木造であり、住宅建築の動向は木材需要に大きく影響。木材利用の拡大に向け、木造技術の標準化、木造住宅建築の担い手の育成などを図りつつ、地域材住宅を推進していく必要。
- プレカット加工の進展(在来工法住宅のうちプレカット材を使用した住宅はH20で約8割)や阪神・淡路大震災を契機として、品質・性能の明確な木材へのニーズが増大しており、これに応えた製品の安定的な供給が重要。

住宅選びの意向



資料：内閣府「森林と生活に関する世論調査」H19

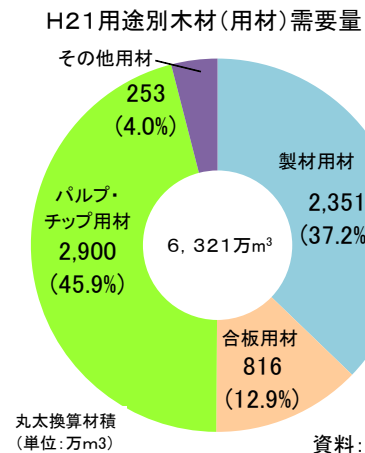
工法別の新設住宅着工戸数と木造率の推移



資料：国土交通省「住宅着工統計」

注：総数と内訳の不一致は、単位未満の四捨五入によるものである。

木材需要に占める建築用材の位置付け

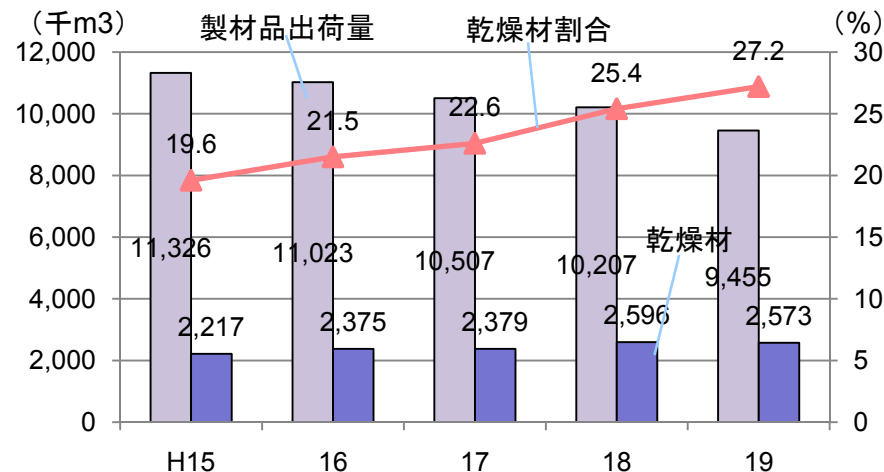


木材の総需要量(約6,300万m³)に占める建築用材の割合：**約4割**
(国産材(約1,760万m³)のみの場合は約55%)

建築用木材の需要拡大が木材全体の需要拡大に大きく寄与

資料：林野庁業務資料

建築用製材品出荷量に占める人工乾燥材出荷量の割合



資料：林野庁業務資料

(6) 公共建築物等における木材の利用の促進

- 公共建築物等の木造化率は、床面積ベースで7.5%と低位。
- 第174回国会(常会)において、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が成立。
- 国、地方公共団体が率先して木材を活用していくことにより、多数の市民に木材の良さを理解してもらうことを期待。

公共建築物等の木造化の現状

(単位:%)

		H7年度	H12年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
公共建築物等	棟数	23.5	22.8	24.7	24.6	26.6	25.9
	床面積	5.1	5.3	6.9	6.7	7.2	7.5
全ての建築物の合計	棟数	66.7	68.2	69.7	69.7	71.1	71.2
	床面積	36.7	36.1	34.1	34.1	35.8	36.1

資料：国土交通省「建築統計年報」をもとに作成

- 注：1) 各年度において着工した建築物における木造率である。
 2) 公共建築物等は、国又は地方公共団体が整備する建築物及びそれに準ずる公共性の高い建築物(民間が整備する学校、社会福祉施設など)として整理。

公共建築物等での木材利用事例



茂木中学校(栃木県)



美祿・来福台県営住宅(山口県)

公共建築物等における木材利用の促進スキーム

<農林水産大臣・国土交通大臣による基本方針の策定>

具体的なターゲットと国自らの目標の設定(率先垂範)

低層の公共建築物については
原則として全て木造化を図る

木材利用促進のための支援措置の整備

<法律による措置>

- 公共建築物に適した木材を供給するための施設整備等の計画を農林水産大臣が認定
- 認定を受けた計画に従って行う取組に対して、林業・木材産業改善資金の特例等を措置

<木造技術基準の整備>

- 本法律の制定を受けて、官庁営繕基準について木造建築物に係る技術基準を整備
- 整備後は地方公共団体へ積極的に周知

<予算による支援>

- 品質・性能の確かな木材製品を供給するための木材加工施設等の整備への支援
- 展示効果やシンボル性の高い木造公共建築物の整備等を支援

等

具体的・効果的に木材利用の拡大を促進

- ・公共建築物における木材利用拡大(直接的効果)
- ・一般建築物における木材利用の促進(波及効果)

併せて、公共建築物以外における木材利用も促進

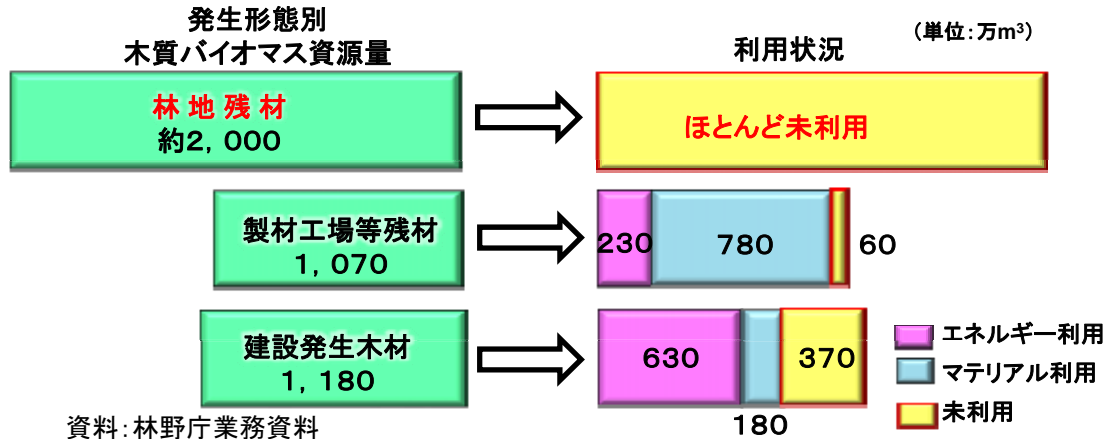
- ・住宅、公共施設に係る工作物における木材利用
- ・木質バイオマスの製品・エネルギー利用

林業・木材産業の活性化と森林の適正な整備・保全の推進、木材自給率の向上

(7) 未利用木質資源の燃料・製紙原料等総合的利用の推進

- 間伐材を含む林地残材を中心として、木質バイオマス資源発生量の半分以上が利用されていない状況。
- 間伐材等の木質バイオマスとしての利用を促進することは、マテリアル利用、エネルギー利用のいずれにおいても、CO₂削減や山村の経済活性化に貢献。
- 石炭火力発電所における間伐材混合利用の実証事業や、未利用木質資源の安定供給体制の整備、燃料等木質バイオマス利用の研究・技術開発・普及、また、製紙原料利用などの取組を総合的に推進。

■ 木質バイオマス利用のポテンシャル



■ 木質バイオマスの用途

エネルギー利用

- ・ 木質ペレット
- ・ バイオエタノール 等

マテリアル利用

- ・ 紙パルプ
- ・ バイオマスプラスチック
- ・ ナノカーボン
- ・ 防虫剤 等

(注: 研究・技術開発段階のものを含む)

資料: 林野庁業務資料

■ 木質バイオマスの燃料利用の促進

未利用木質資源を安定供給するための機材等の導入を支援

木質ペレットなどの燃料等を安定的に供給するための製造設備の導入を支援

木質ペレットなどの利用を促進するためのペレットボイラーやストーブの導入を支援

高性能林業機械 結束装置など

効果: 資源の供給コスト低減

燃料や製紙用チップなどの製造施設

効果: 高稼働率、製造コスト低減

木くず焚きボイラー ペレット燃焼機器 など

効果: 石油からバイオマスへ転換

■ 石炭と間伐材との混合利用の実証実験を予定している石炭火力発電所

